

1 傍聴の手続き

- (1) 検討委員会の会議（以下「会議」といいます。）を傍聴しようとする人は、傍聴者受付簿に住所、氏名及び年齢を自署してください。
- (2) 傍聴の希望者が定員数に達した場合は、傍聴者受付簿順に、傍聴者を決定します。

2 次に該当する人は傍聴席に入ることができません。

- (1) 他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物や旗、幕等を所持している人。
- (2) 会議の進行を妨げるおそれのある拡声器や録音機、写真機等を所持している人。
- (3) 酒気を帯びていると認められる人。
- (4) 会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる人。

3 傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は、会議において発言をすることはできないものとします。
- (2) 会議における意見に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 私語を慎み、みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議の秩序を乱し、又は議事の進行の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 傍聴席において録画・録音・写真撮影をしないこと。
- (7) やむなく退場した後、再度入場する際に係員より提示請求があった場合には、必ず傍聴券を提示し、指示に従うこと。
- (8) 傍聴者は、委員長及び事務局職員の指示に従うこと。

4 次の場合は退場していただくことがあります。

- (1) 山辺・県北西部広域環境衛生組合情報公開条例第8条に掲げる情報を取り扱う場合、または会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営及び審議に支障が生ずると認められる場合により、会議を非公開決定とし、傍聴者の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴者が、上記3に違反したことに対する委員長のコマンドに従わないとき。